## 誓約書

- 私は、探偵業の業務の適正化に関する法律第3条
  - 第1号 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 第2号 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - 第3号 最近5年間に第15条の規定による処分に違反した者
  - 第4号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった 日から5年を経過しない者
  - 第5号 精神機能の障害により探偵業務を適正に行うことができない者
  - 第6号 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号(第 1号から第4号まで)のいずれかに該当するもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

## 三重県公安委員会 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名